

病原性微生物等の適切な管理のために留意すべき事項
(生活関連等施設の安全確保の留意点(平成17年8月 経済産業省)関係部分抜粋)

- ・ 国立感染症研究所病原体等安全管理規程における病原性微生物等のレベル分類に準じた安全設備を整備するとともに、同規程に基づいた運営の実施を図ること。
- ・ 病原性微生物等の取扱いに当たっては、そのレベル分類(以下「BSL」という。)等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること(病原性微生物等のBSL及びBSLに応じた措置については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程に準拠すること)。
- ・ 安全管理委員会の設置及び病原性微生物等の管理責任者等の選任等により、責任の所在を明確化すること。
- ・ 保有する病原性微生物等については、施設された冷蔵庫、冷凍庫等において適切に管理すること。あわせて、台帳等により適切に記録を管理し、保有状況を日常的に把握しておくこと。
- ・ 病原性微生物等の譲渡・譲受の際の台帳管理、所内における所定の承認手続の実施、身元確認の徹底等を図ること。
- ・ 病原性微生物等の廃棄にあたっては、適切な方法(オートクレーブ処理、薬剤による消毒等)により確実に不活化すること。
- ・ 病原性微生物等の紛失、事故、災害等が発生した場合の警察、消防等への通報体制を整備すること。
- ・ 防犯設備の設置や構内・施設内パトロールの実施等により、防犯対策を徹底すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。
- ・ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第103条第3項に基づき、同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。